

(3) 当該資産の使用可能性の著しい低下…【行政財産】のみ

当該資産の使用可能性を著しく低下（計画の50%以下）させる変化があった場合「○」と表示。減損処理取扱要領第4条第2項第1号のイに該当。

例) 当該資産が使用されている業務を廃止又は再編成する場合等

(4) 当該資産の業務運営環境の著しい悪化…【行政財産】のみ

当該資産の業務運営環境が著しく悪化（計画の50%以下）した場合「○」と表示。減損処理取扱要領第4条第2項第1号のウに該当。

例) 技術革新による著しい陳腐化が見込まれる場合等

(5) 備考

主に当該資産の使用可能性を著しく低下させた変化等の内容を記載

その他、当該資産の指標にかかる情報及び減損を認識した場合はその旨を記載

担当	大阪府財務部財産活用課経営管理グループ
電話	代表 06-6941-0351（内線 2284）
	直通 06-6210-9185